

東京都社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）案の概要

計画案の概要

子供の最善の利益を確保する観点から、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、一体的かつ全体的な視点をもって策定する計画（国が定める都道府県社会的養育推進計画策定要領に基づく）

【計画期間】令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間

【特徴】8つの児童相談所設置区が策定する計画と調整を図って計画を策定

改定のポイント

①「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障（※）」の2つを、計画全体を貫く共通の考え方として位置付け

※「パーマネンシー保障」・・・永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

②代替養育を必要とする児童数の推計

里親等への委託や施設入所が必要な児童数を、都と児相設置区それぞれが推計し、都全体の数値として合算

令和7年度	令和11年度
4,146人	4,506人

③里親等委託率の目標値を設定

従来の目標である37.4％の達成に向け着実に実績を伸ばしており、前回計画の目標を維持し施策を更に推進

令和5年度（実績）	令和11年度（目標）
17.5％	37.4％

④子供へのアンケート・ヒアリングの実施

計画の策定に向けて参考とするため、都内の児童養護施設、里親等に措置又は委託されている児童や都の一時保護所に入所中及び退所後の児童を対象に実施

具体的な取組

9つの目標

①当事者である子供の権利擁護の取組の充実	④施設における限り良好な家庭的環境の整備	⑦児童相談体制の強化
②パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築	⑤心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実	⑧一時保護児童への支援体制の強化
③家庭と同様の環境における養育の推進	⑥社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援	⑨子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

現状

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法に、児童相談所が関わる子供の権利擁護や意見表明等を支援する体制の整備について規定
- 子供本人や周りの大人（児童相談所や施設職員など）に対する権利の啓発、子供の意見形成や意見表明の支援が必要



▲幼児向け説明動画の画面の一部

施策の方向性

- 子供を権利の主体として尊重し、子供の意見を踏まえた援助を行うため、権利擁護の取組を推進

- ✓ 子供本人に対する権利や相談方法の説明訪問を拡大【拡】
- ✓ 児童相談所職員、施設職員等の周りの大人に対する子供の権利擁護に関する説明会の内容を充実【拡】
- ✓ 子供の意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援員の導入先を拡大【拡】

現状

- 永続的な家族関係をベースにした、パーマネンシー保障の考え方に基づく、家庭や家庭と同様の環境における養育が重要
- 家庭での養育を継続するためには、妊婦や家庭の悩みをもとに、虐待等の未然防止が必要



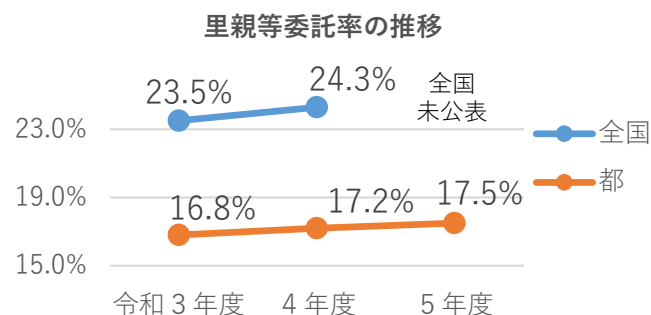
施策の方向性

- 子育て家庭等に対し、虐待等の未然防止に係る支援を充実

- ✓ こども家庭センターで、妊産婦の悩み等を把握し、虐待の未然防止へ取り組む区市町村に対し、支援効果を測る仕組みを構築・提供【拡】
- ✓ 子育て短期支援事業など、家庭支援事業に取り組む区市町村の人材確保や実施促進に向けた支援を充実【拡】
- ✓ 母子等への産後ケア、妊婦や子育て家庭への家事育児サポーター派遣など、産後うつや乳幼児の虐待予防に取り組む区市町村を支援【拡】

現状

- 代替養育が必要となった子供たちを家庭と同様の環境で養育する里親等の役割が重要
- 里親等委託率は上昇傾向にあるが、全国平均より低く推移



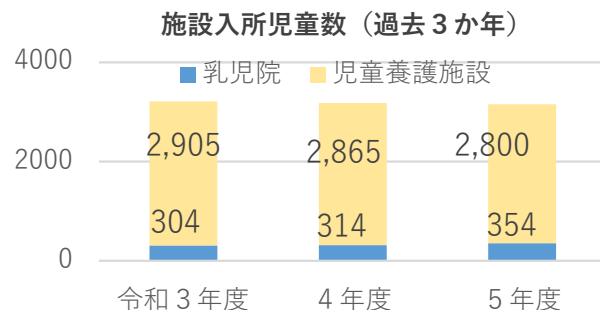
施策の方向性

- 家庭と同様の環境での養育のため、里親等への委託を一層推進
また、特別養子縁組も検討するなど、取組を推進

- ✓ 民間企業向けなど、対象を明確にした広報を実施【新】
- ✓ フォスティング機関事業をすべての都児童相談所担当地域で実施し、里親への支援を充実【拡】
- ✓ 養親希望者と養子候補児童の交流、マッチングのため、特別養子縁組推進員を配置する乳児院を支援【新】

現状

- 家庭では困難なケアを要する子供たちなどの育ちの場として、多職種が配置されている施設の役割は依然として重要



- 施設養育が必要な子供たちが、「できる限り良好な家庭的環境」で過ごせる環境整備が必要

施策の方向性

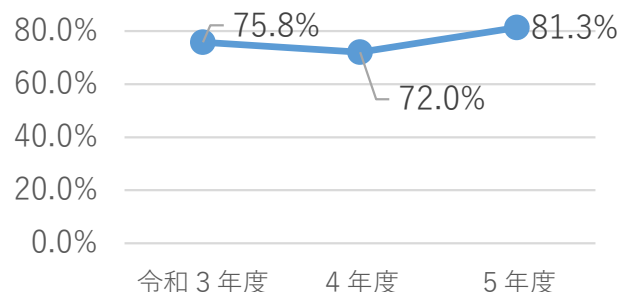
- 児童養護施設等において、家庭的な環境の整備や機能に応じた多機能化を同時に推進

- ✓ 施設における家庭的な環境での養育をさらに進めるため、引き続き、グループホームの設置を支援
- ✓ 児童養護施設・乳児院において一時保護児童を受け入れる取組を支援【拡】

現状

- 近年、個別的なケアを必要とする児童が増加しており、適切なケアを受けられる支援体制の充実が必要

児童養護施設における個別的ケアが必要な児童の割合



施策の方向性

- 施設におけるケアニーズが高い児童への専門的な支援や児童相談所における児童、施設等への支援の更なる充実を図る

- ✓ 児童自立支援施設において、心理職の増員・心理担当部署の設置を図るとともに、スーパーバイズ体制の構築を検討【拡】
- ✓ 児童相談センターにおいて、児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークの構築や児童養護施設等へのコンサルティングなどを実施【拡】

現状

- 施設への自立支援コーディネーターの配置などにより、社会的養護のもとで育つ子供たちの自立を支援
- 令和 4 年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情把握や必要な援助が法定

(進学した学校における在籍・卒業状況)

続けて在籍している	中途退学した	卒業した
35.2%	14.0%	50.8%

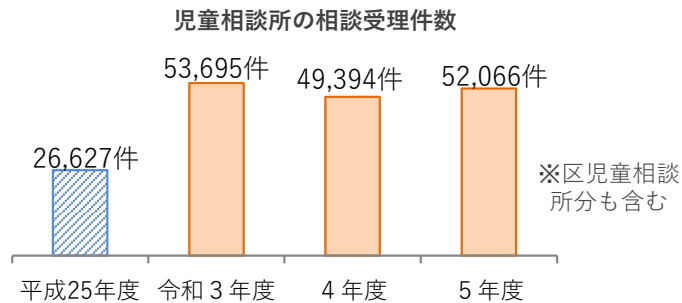
施策の方向性

- 児童養護施設等に入所中の児童について退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進するとともに、社会的養護経験者等の実情を踏まえた必要な援助を実施

- ✓ 社会的養護自立支援協議会を設置し、関係機関の連携を強化するとともに、社会的養護経験者等の実態と支援ニーズを把握する実態調査を実施【新】
- ✓ 児童養護施設等が措置解除後も退所者等とつながり、必要な支援を行うための交流会等の取組を支援【拡】

現状

- 深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、**児童相談体制の強化**が必要
- 国の政令基準等を踏まえた**都児童相談所の管轄区域の見直し**や、区立児童相談所の整備が進む中、**都全体での体制確保**が必要



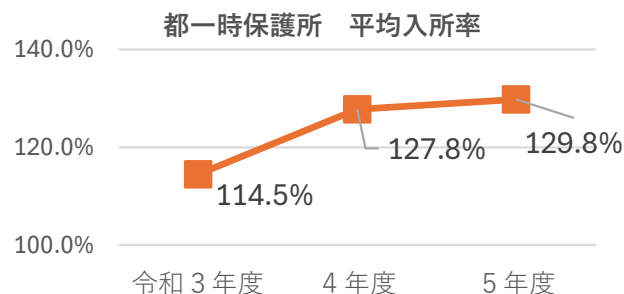
施策の方向性

- 都児童相談所の新設や都と区市町村の総合的な連携により、きめ細かな児童相談体制を確保

- ✓ 大田、町田など、新たな児童相談所の設置を着実に実施【新】
- ✓ 東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした相談事例等を共有するシステムを構築【新】

現状

- 令和6年4月内閣府令が施行され、都道府県に一時保護所の設備運営基準に関する**条例策定が義務化**
- 一時保護所では定員を超過して児童の受入れを行っている状況



施策の方向性

- ソフト・ハード両面で一時保護所における支援体制を強化し、一時保護児童の権利擁護を推進

- ✓ 児童の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から**手厚い職員配置の方針を設定**【新】
- ✓ 将来的な需要を勘案し、一時保護所を着実に整備【新】
- ✓ 入所児童の**通学支援**、余暇活動の充実など児童の権利擁護の取組等を強化【新】

現状

- 児童相談所や子供家庭支援センター、母子保健部門、児童養護施設など、**それぞれの特性に応じて高い専門性が求められる**
- 切れ目ない支援を提供するには、担い手となる**専門人材の確保・育成・定着のための取組**が必要



施策の方向性

- 都児童相談所や区市町村（児童相談部門・母子保健部門）、児童養護施設等における**専門人材の確保・育成・定着を充実**

- ✓ 教養試験廃止や東京以外での選考等、**都の福祉職採用選考を見直し【新】**
- ✓ 採用予定者に寄り添いフォローする**プレチューター制を導入【新】**
- ✓ 都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした**合同研修を実施【新】**
- ✓ 児童養護施設等の職員に対して**認定資格の取得を支援【新】**

計画の進捗評価と見直し

- 計画の達成状況を評価するため、記載事項ごとに取組や指標を設定しており、毎年度、各取組や指標の現状把握に必要な調査を行い、**児童福祉審議会において、計画の達成状況の進捗を管理**
- 計画の達成に向けて、児童福祉分野に加えて、若者支援、生活福祉、障害者支援など、**分野横断的に取組を実施**
- **児童自立支援施設**については、求められる役割や今後の方向性に向けた検討の必要性が示されたため、**引き続き体制のあり方を検討**
- **中間年である令和9年度を目安として検討**を行い、必要な場合には計画を見直し